

令和6年度第1回文化財保護審議会 議事録

日時:令和6年8月22日 午前10時から正午まで

場所:宮城県行政庁舎4階 特別会議室

出席:荒木委員、近江委員、大山委員、菅野委員(副会長)、黒柳委員、佐藤(琴)委員、
佐藤(大)委員、永井委員(会長)、長岡委員、長谷川委員

欠席:なし

―――開会―――

○司会(白崎)

ただいまから令和6年度第1回宮城県文化財保護審議会を開催いたします。開会にあたりまして、宮城県教育庁副教育長佐藤芳明から御挨拶を申し上げます。

○佐藤副教育長

令和6年度第1回の宮城県文化財保護審議会の開会にあたりまして御挨拶を申し上げます。

本日は大変御多用の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただいま委嘱状を交付させていただきました。これから2年間、本審議会の委員としてよろしくお願い致します。また、委員の皆様におかれましては、日頃から本県の文化財保護行政の推進につきまして、御指導と御協力を賜っておりますこと、重ねて感謝申し上げます。

本日は昨年度の第2回審議会で御協議いただきました、有形文化財美術工芸品の書跡・典籍1件の指定について御審議を賜りますとともに、事務局から県及び国および県指定文化財の事務処理状況等について報告をさせていただきます。長時間にわたる会議となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、これまでも指定文化財の充実等について貴重な御意見をいただいているところでございますが、県といたしましては、「宮城県文化財保存活用大綱」の趣旨を踏まえて、今後も文化財の保存と活用に努めてまいりますので、引き続き御指導を賜りますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願い致します。

○司会(白崎)

本日は、改選後第1回目の会議となりますので、お手元にお配りしております次第裏面の名簿の順に委員の皆様を御紹介させていただきます。

荒木 志伸 委員、近江 恵美子 委員、大山 幹成 委員、菅野 智則 委員、
黒柳 あずみ 委員、佐藤 琴 委員、佐藤 大介 委員、永井 康雄 委員、
長岡 龍作 委員、長谷川 蔵人 委員でございます。

続きまして、会議の公開についてでございます。本県情報公開条例第19条の規定により本審議会は公開とさせていただきます。

続きまして、本日の審議会の定足数についてですが、委員10名全員に御出席いただいておりますので、文化財保護審議会条例第6条第2項に規定する、会議の定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

続きまして議事に入ります前に、文化財保護審議会条例第5条の規定により、会長および副会長を互選いただきたいと存じます。委員の皆様から御推薦をお願いいたします。

○近江委員

会長には永井委員、それから副会長には菅野委員を推薦申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

○司会(白崎)

ただいま、近江委員から、会長には永井委員、副会長には菅野委員という御発言がございましたが、いかがでございましょうか。

○一同

異議なし

○司会(白崎)

御異議無いようですので、会長を永井議員、副会長を菅野委員にお願いしたいと存じます。それでは永井委員、菅野委員におかれましては、会長席、副会長席へ御移動をお願いいたします。

それではただいま選任されました永井会長から御挨拶を頂戴したいと存じます。

○永井会長

改めまして、永井と申します。どうぞよろしくお願い致します。私は建築史、古い建物を専門としております。

宮城県に限らず、これからますます文化財を伝えていくのは難しくなっているのではないかなと思っています。近いところでは、今も続いています。能登の地震ですね。それも今現地に行ってみますと、ほぼ復興は進んでいない状態です。もう半年以上経っていますが、地域的な問題とか色々言われておりますけれども、宮城県も災害が多い所ですが、東日本大震災の時と比べると、能登の地震の復興というのはかなり進んでいないのではないかなと思っています。

また、首都圏の方に一極集中ということで、東北地方、宮城県に限らず、地方の方に行きますとなかなか後継者がおらず、いろんな文化財・文化というものを継承しづらい世の中になってきているのかなと思います。いろいろ話が出てくるところでは、民俗芸能では特に、後継者がいないとかですね、そういう問題は以前から指摘されておりますけれども、建築分野も同じです。人がいないということは、住む人もいないということで、建物を維持していく人がいないと、神社仏閣でも氏子さんや檀家さんがいなくてですね、維持し

ていくのが今後ますます厳しくしていくのではないかなと思っています。

この会議でどのように解決していくのかなかなか答えが出てこないとは思いますが、一つでも多く、文化というものを後世に伝えていければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

○司会(白崎)

永井会長どうもありがとうございました。

佐藤副教育長は次の予定がございますことから、ここで退席をさせていただきます。

それでは、議事に移りたいと存じます。議事の進行につきましては、文化財保護審議会条例第6条第1項の規定によりまして、永井会長に議長をお願いしたいと存じます。永井課長よろしくお願い致します。

○永井会長

本日の議事は諮問1件、報告2件、その他となっております。それでは諮問事項の方に移らせていただきます。

議事(1)諮問事項 県指定文化財の指定について、まずは事務局から説明をお願いしたいと思います。なお、説明にあたりましては前回県指定文化財の指定に向けて協議した際に委員の皆様から、頂いた意見の中で今回の審議会までに整理すると伺っていた案件がいくつかありましたので、まずはこれについて御報告いただき、続いて諮問調書の説明に入っていただければと思います。

事務局よろしく願いいたします。

○生田

それでは、前回の協議で御意見いただきました事項等及びその回答等につきまして、事務局より説明いたします。令和5年度第2回文化財保護審議会での指摘事項等と書かれたA4 1枚の資料を御覧ください。

はじめに、1 指定区分について「書跡・典籍」として指定することとしているが、「古文書」や「歴史資料」ではないかという御意見につきまして、回答いたします。

宮城県の指定の枠組みは、国の基準を準用しております。指定基準をみますと、まず、「書跡、典籍の部」では指定基準の2に「典籍のうち写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、仏典および洋書の原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの」とあります。次に「古文書の部」では、指定基準の1に「古文書類は、我が国の歴史上重要と認められるもの」、指定基準の2に「日記、記録類(絵図、系図類を含む)は、その原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの」とあります。最後に「歴史資料の部」では、指定基準の1に「政治、経済、社会、文化、科学技術等、我が国の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち、学術的価値の特に高いもの」とあります。

以上、想定される指定の枠組みを3つ挙げましたが、本書は法制史料の抄本ですので、「古文書の部」の指定基準の1にある、特定の対象に意思を伝えるために作成された文書である「古文書」や、指定基準の2にある、個人が日々の出来事を記録した文書である「日

記」や、将来のために物事を書き留めた「記録類」にあたらなことから、「古文書の部」で指定することは相応しくないと考えます。また「歴史資料の部」につきましても、指定基準の1にある「重要な事象に関する遺品」とありますが、本書は法制史料の写本ですので、歴史上の事象や遺品、すなわち特定の歴史上の出来事や人物に関わる資料と考えるのは難しいことから、「歴史資料の部」で指定することは相応しくないと考えます。よって事務局といたしましては、指定基準を鑑みますと「類聚三代格(抄本)」は、我が国の法制史料の写本でありますので、「書跡、典籍の部」の「典籍」の「和書の原本に準ずる写本」として指定すべきと考えます。これは同種物件である、天理大学附属天理図書館所蔵の東寺観智院本「類聚三代格(巻第三)」が、書跡・典籍の部で、重要文化財に指定されておりますこととも整合いたします。

続きまして、2 42丁に書かれている「古河公系図」、「畠山氏系図」について、系図に関する調査がなされているか。専門的な見解があれば伺いたい。また、系図等について、現在研究している熊谷公男先生の研究の進捗状況なども確認しながら調査していただきたい(荒木委員)という御意見につきまして、回答いたします。系図の調査成果につきましては、熊田亮介氏の論文では、「系図と類聚三代格は、同じ筆跡である」との指摘があります。また、現在進められている類聚三代格の調査状況につきましては、平成26年から、新訂増補史大系「類聚三代格」に代(か)わる新たな刊本の作成を目的に、東北学院大学名誉教授 熊谷公男氏を研究代表者とする「『類聚三代格』の史料学的研究」の研究が進められております。そこで、この熊谷氏や他の研究分担者の方に、系図の調査状況についてお伺いしましたところ、熊田氏の見解と同様であるが、新たな所見は得られていないとの回答を頂いております。系図につきましては、本書の詳細な書写年代、書写した人物の階層、書写した目的等を検討する上で、重要な部分であると考えられます。事務局といたしましては、今後のさらなる研究によりまして、以上のような課題が解明されることを期待したいと思います。

続きまして、3 指定にふさわしい資料の価値や評価の判断について、今後の研究の進展や、新資料の発見によって、価値が変わる可能性があるが、それではいつまでも指定が進まないと思うので、研究者の意見を伺って、ある程度の価値判断が定まったところで指定した方が、それが契機となって研究が進むということがあるので、あまり慎重になりすぎないでよいのではないかという御意見をいただきました。本書の価値や評価につきましては、平成元年に、本書の写真と翻刻に解説を付した『狩野文庫本 類聚三代格』が刊行され、その内容が広く一般に知られるようになっております。また、令和5年の論文の中で、熊谷公男氏は「狩野本の最大の価値は、前田家本巻四の闕逸部分をかなりの程度復原できるということと、すでに失われている巻六の逸文がわずかながらあり、それによって巻六前半部の内容がより明確に推定できることがあげられよう」と評価しています。

以上のことから、本書の価値は定まっており、指定に相応しい資料として評価できると考えます。本書の発見が一つの契機となって、類聚三代格の新たな刊本の編纂が進められているなか、学術的価値や文化史的な価値を、県民に広く訴えることで今後の保存と継承を確実に図るとともに、編纂作業のさらなる推進に繋がることを期待したいと考えております。

最後に、事務局からは、4 本書の内容と、東北地方との歴史に関する評価について、巻

一から巻六までにどういうことが書かれていて、東北地方の歴史との関係がどのように評価できるかを整理したい。との課題を挙げておりました。本書は、巻一から巻六までの抄本であり、192の格が書写されています。各々の巻の内容は、今回の諮問調書に反映させております。その際に説明させて頂きたいと思います。また、東北地方の歴史との関係でございますが、巻五には、陸奥国の官人制度や鎮守府の軍事制度に関する格が書写されております。この格には、陸奥国の役人の定員の変遷やその増減の理由が記されており、古代陸奥国の政治や社会を知る上で、重要な資料となっております。そのことも諮問調書に書き加えております。

以上、前回の協議で御意見いただきました事項等及びその回答等につきまして、説明させて頂きました。

私からの説明は以上です。

○永井会長

ありがとうございました。それでは諮問内容について御説明お願いいたします。

○高橋課長

それでは、指定文化財候補の概要を説明いたします。表紙に(1)諮問事項と書かれた資料の1～13ページになります。

はじめに1ページを御覧ください。今回、指定候補として諮問いたしますのは、有形文化財(美術工芸品／書跡・典籍)の「類聚三代格抄本」1冊です。

はじめに、類聚三代格という史料について説明いたします。類聚三代格は、古代律令国家の制度全般をはじめ、政治や社会、文化の研究において重要な法制史料のひとつで、11世紀に編纂されました。格と申しますのは、古代の法である律・令・格・式のうちのひとつで、律令の規定を改定・補足する際に出された詔勅や太政官符のことを指します。9世紀から10世紀にかけて、嵯峨・清和・醍醐天皇の3代の治世のもとで弘仁格・貞観格・延喜格が編纂され、これら「三代の格」は神祇官以下、中央官司の序列に基づき、神祇格・中務格・式部格のように官司ごとにまとめられましたが、いずれも現存しておりません。これら「三代の格」を内容ごとに集成したものが類聚三代格で、これも現存しておりませんが、その内容は写本等によって復元されており、12巻構成で1000格以上が収録されていたと考えられております。本類聚三代格は、一部の格を書写した抄本に位置づけられます。

次に、「類聚三代格 抄本」1冊、以下本書と呼びますが、これが東北大学に収められた経緯について説明いたします。本書は、東北大学附属図書館に「狩野文庫」として収蔵されている資料群のなかの一冊です。狩野文庫は、京都帝国大学文科大学の初代文科大学長であった狩野亨吉の旧蔵書であり、これを狩野と親交のあった東北帝国大学総長・沢柳政太郎がその蔵書の散逸を惜しみ、仙台市出身の実業家・荒井泰治からの寄付金をもとに大正元年に購入したことに端を発し、その後購入されたものも加わった結果、その数は約10万8000点に及びます。このなかには、古写本・古刊本・古写経等があり、そのうち延久5年書写の「史記 孝文本紀」及び平安時代後期に書写された「類聚国史巻第廿五」が昭和27年に国宝に指定されております。このような膨大な冊数を有する狩野文庫のなかから、それまで知られていなかった類聚三代格の写本が発見されました。昭和48年、皇學館

大学の歴史学者、渡辺寛氏によって東北大学附属図書館に所蔵されている「類聚三代格」の調査が実施され、その結果、本書が類聚三代格の写本のひとつで、巻一から巻六までの抄本であることが判明しました。

続いて、本書の内容について説明いたします。2ページをご覧ください。本書は、巻一から巻六までの抄本であり、192の格が書写されています。各々の巻の内容は、巻一が神社・神祇祭祀関係、巻二が仏僧関係、巻三が寺院関係、巻四が中央諸司の新設・改廃及び官人の増減、巻五が諸国諸司の新設・改廃及び官人の増減、巻六が学校関係と推測されております。このうち、巻四及び巻五は古代の官制を研究する上で重要な格を収めた箇所であり、特に巻五には陸奥国府国司に関わる格など、本県の古代史を解明するうえで欠くことのできない重要な格も書写されています。また、巻六前半部分については写本が失われていたために内容が不明でしたが、本書に写されていた1格によって学校関係の格が収められていたことが初めて確かめられました。次に、現存する類聚三代格の写本と本書の位置づけについて説明いたします。類聚三代格の写本は、金沢文庫本系統と前田育徳会尊経閣文庫本が伝来しています。これ以降、それぞれ金沢文庫本、前田家本とよびます。現在、一般に流布している類聚三代格の刊本は、昭和11年に刊行された『新訂増補 国史大系類聚三代格』です。このうち、巻四については、唯一現存する写本である前田家本の巻首に近い部分が、40余りの断簡に分断された状態になっており、虫損が甚だしく、個々の格文はもとより格の配列にも混乱が認められていました。このような状況のもと、渡辺寛氏の調査研究により、本書によって虫損・欠失の著しい前田家本の巻四の前半部分の復元と巻六前半部分のなかに学校関係の格が収められていたことを示す現存唯一の写本として位置づけられました。

最後に、本書の書写年代について説明いたします。本書には書写年代を推定する根拠となるべき奥書などがなく、筆者及び書写年代は不明です。ただし、資料12ページの42丁表に書き込まれた2つの系図が、年代を考えるうえで注目されます。このうち「古河(こが)公方系図」には1531年に没した足利政氏や1535年に没した足利高基、1538年に没した足利義明、1560年に没した足利晴氏、「畠山氏系図」には1475年に生まれて1522年に没した畠山尚順や1545年に没した畠山種長の名が見られ、これらの人物の生没年がおおよそ16世紀前半を中心とした年代であることから、書写年代の上限はこの頃とみられています。

以上が「類聚三代格抄本」の概要です。続いて総合的な評価を述べたいと思います。本書は、他の写本等から復元することができなかった類聚三代格の巻四や巻六の欠失部分を補うことができる唯一無二の写本であるとともに、書写されている陸奥国の官司制度に関する法令から、本県の古代史ひいては古代律令国家の政治制度や社会を読み解くことができる点で、文化史上、大変貴重な資料です。以上のことから、県といたしましては、「類聚三代格 抄本」1冊を県指定有形文化財(美術工芸品/書跡・典籍)として指定し、未永く保護と活用を図っていきたいと考えております。

私からの説明は以上です。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○永井会長

ありがとうございます。前回の審議会での指摘事項も含めまして今の説明について御

質問、御意見をお願いしたいと思います。

今回初めての方もいらっしゃると思いますので今すぐ意見をと言われても、理解されるまで大変でしょうけどもよろしくをお願いします。

指定区分の書跡・典籍ということについては、東寺の観智院本も、同じように書跡・典籍として、国の重文になっているということで、この点についてはよろしいですか。あと、古河氏系図と畠山氏系図に関連して書写年代ということの説明していただきましたが、大体16世紀前半ではないかということで、時代はその位ではないかというようなお話でした。また、本県との関わりについても、今御説明ありました。いかがでしょうか。

全部で12巻あるということで、一巻から六巻までと前半部分半分が、今回のものに収録されているということです。全体で今までわかっている中では492格のうち292格に相当するという事です。

○佐藤(大)委員

時代が古代なので、江戸時代以降のものとは大分様相が違いますが、まずその文献史学の立場からすれば、やはりわからなかった内容が分かるというのは、やっぱりこれも非常にいい。しかも古代の原資料がこう形で出てくるのは、かなり稀の中の稀だと思いますので、それは非常に価値があるとは思っています。

これも事前の打ち合わせで教えていただいたのですが、これをその出版するっていうところにまで、十数年とか20年ぐらいかかるということも知らなかった。近世史の場合はもう翻刻して校正したら出すみたいなことで、それでも、年代でかかることもあるのですが、全然その期間が違うということで、それを待つということもあるけれども、今の段階で指定するというのも、妥当であるだろうと思いました。

もう一つでその宮城県と関わりという意味では、ここは陸奥との関わり等書いてあるということはもちろんですが、この説明であったように、いろいろな縁があり、東北大学や宮城県に来ているというか、その過程も大事と言いますか、その単に資料が勝手に残っているわけではなく、そういう人が繋いでやっていこうというところか、思っていたということは、非常に大事。そういう失われた資料をたくさん見ているような立場からしても、違うものだと思いますので、そういうものもこう宮城県の文化財として、こうしっかり公的に守っていくということを示すということも非常に意義があると思いました。指定は妥当、賛成いたします。以上です。

○永井会長

その他ございませんか。

では、御意見がないようですので、県指定文化財の指定としてについての審議はここまでとして、これまでの意見を踏まえて、教育委員会から諮問されました文化財の指定に対する答申の取りまとめを行いたいと思います。

それでは、答申の取りまとめを行います。休憩としたいですけれども、休憩時間で取りまとめ作業があると思います。どのぐらいの時間必要でしょうか。

○生田

会長からお話ありました作業がございますので、10分いただければと思います。

-----休憩-----

-----再開-----

○永井会長

それでは審議を再開しますが、答申案の配付をお願いします。

-----資料配布-----

○永井会長

それではまず事務局の方から読み上げ頂きたいと思います。

○生田

読み上げに先立ちまして、先ほど御説明いたしました諮問事項の中で修正点が2点ほどありましたので、修正したいと考えております。まず諮問調書の2ページの一番上、昭和48年括弧1972となっておりますが、1973の誤りでしたので修正したく存じます。

もう一カ所3ページ上段の書写年代の下から3行目の一番左1520となっておりますが、正確には1522の間違いですので、0から2と修正いただきたく存じます。事務局からの修正は以上です。

○永井会長

二カ所、修正ありましたが、年代ですね。よろしくをお願いします。

○生田

それでは答申案を読み上げさせていただきます。

県指定文化財の指定について

類聚三代格（抄本 1冊）

類聚三代格は、11世紀に律令国家が編纂した法令集である。類聚三代格の写本は各地に伝来しており、今回指定する本書は、東北大学附属図書館が所蔵するコレクション「狩野文庫」のなかの1冊で、書写年代は16世紀前半以降とみられている。

本書は、他の資料から復元できなかった類聚三代格の巻四や巻六の欠失部分を補うことができる唯一無二の写本であるとともに、書写されている陸奥国の官司制度や鎮守府の軍事制度に関する法令から、本県の古代史ひいては古代律令国家の政治や社会を読み解くことができる点で、文化史上貴重な資料である。

以上のことから、本書を宮城県指定有形文化財（美術工芸品〔書跡・典籍〕）に指定するこ

とが適当である。以上です

○永井会長

ありがとうございました。では、答申案について御意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤(大)委員

下から3行目文化史でよいのでしょうか。政治社会。文化財保護法でこの書きぶりなの
でしょうか。

○生田

事務局から答えさせていただきます。佐藤大介委員御指摘の通りで、指定根拠と言いま
すか指定の基準としまして、書跡・典籍は文化史上貴重な資料となってございますので、
それを受けまして、文化史上という形で言葉としてまとめさせているところです。内容とし
ましては、政治や社会、元をたどると法令集ですので、法制史上というような文脈からも、
文化史上とまとめさせていただきました。

○佐藤(大)委員

わかりました

○永井会長

ほかにございますか。

では特にないようですので、ただいまの答申案をもちまして、答申書といたしたいと思
います。よろしいですかね。

では以上で、教育委員会から諮問されました。県指定文化財の指定についての審理を
終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

それでは次に、議事(2)の報告事項の方に移りたいと思います。事務局から説明をお願
いいたします。

○生田

報告資料といたしまして、文化財保護に係る諸報告についてということで、お手元にご
ざいます(2)報告となっております資料を御覧いただきたいと思います。まず裏表紙の目
次の方をご覧ください。今回の報告事項は、本課の恒常的な業務である法令手続き処理に
つきまして、今年度1月から6月30日までの案件について御報告させていただきます。

内容としましては、イとして宮城県文化財方針議会松島部会について、ロとして県指定
文化財の法令処理について、ハとしまして県内の国指定文化財の法令処理につきまして、
ニとして銃砲刀剣類の登録につきまして、説明させていただきます。

下の段1ページを御覧下さい。イとしまして宮城県文化財保護審議会松島部会につつま
して、内容の報告をさせていただきます。松島部会は特別名称松島にかかる現状変更の
協議・諮問、そして事務局決済事項の報告を行うもので、原則として2カ月に1回、偶数月

に開催しているところです。毎月1回、部会長による現状変更の審議も行っております。これまでの開催状況は右の表の通りでございます。

続きまして2ページからは、口指定文化財の法令処理でございます。2ページの一から三は県指定文化財の史跡名勝天然記念物に関する事項でございます。1は現状変更の処理件数、2は、現状変更との処理の一覧表、3、4は、滅失・き損等につきましても御報告になっております。現状変更の処理一覧の、1番と2番でございますが、2番につきましては、岩井崎の石灰岩化石でございますが、これは海岸沿いの堤防の経年劣化によりまして、土壌が流出してしまいまして、この化石に影響が出る可能性があるということで、擁壁の保全対策であるとともに天然記念物の保護をする土壌流失の対策工事に係る現状変更でございます。

続けて3番と4番につきましては、今回の報告の期間内には届け出等はございませんでした。

続きまして5番の、現状変更等の修理・き損に係るものでございます。3件ございました。大きな現状変更等はございませんで、別表に掲げてある通りとなっております。

続けて4ページになります。これは宮城県指定有形文化財の仙台城絵図の修理に伴う現状変更・修理届となっております。修理理由としましては、経年劣化によりまして、折皺が広がるとともに、本紙に脆弱な部分が発生しているということで、修理をしているところでございます。修了時期としましては、令和7年3月28日、本年度いっぱいを見込んでいるところでございます。

続きまして5ページの7、県指定有形文化財の公開許可に関するものです。3件ございまして、熊野神社所有の銅像観音像懸仏につきましては県指定文化財となっているものは、122面ございますが、そのうち6面が、東北歴史博物館総合展示で公開されるということで、公開許可の申請がございまして、いずれも許可しているところでございます。続きまして6ページをご覧ください。

2の国指定文化財の法令処理についてでございます。1番、国指定記念物の現状変更処理件数ですけれども、一覧表の、縦列に許可と副申申請件数とございます。この違いは、許可は文化庁から宮城県教育委員会に、権限が委譲されている案件の県で処理した処理件数を示しているところで、副申申請件数は、国、文化庁が許可する経由処理の件数となっております。この2つを足したものが、現状変更等の処理件数となっております。概ね、令和3年度からの推移を見ますと、200件から300件の間で推移しているところでございます。具体的な内容につきましては、7ページ以降の一覧に掲げております。ほとんど特別名勝松島の現状変更でございまして155件中149件にあたります。

続きまして、14ページの下段と15ページの国指定記念物の滅失・毀損等について御報告いたします。国指定記念物の滅失・き損につきましては特別天然記念物カモシカの件数を、4番で表として掲げております。右の表をご覧くださいと思いますが、主に県北部、とりわけ沿岸部が非常に件数が多いという特徴が見られておりまして、今年度も同様の件数となっております。

続きまして16ページ国宝重要文化財の現状変更等、修理・き損につきましては、6番の公開許可と併せまして、期間内の届出・実績等はございませんでした。

最後に銃砲刀剣類の登録でございます。今年度から登録審査員の審査員の方二名入れ

替わりまして新体制で臨んでいるところでございます。例年、130件から170件程度の推移を遂げており、今年度も例年同様と考えられますので、150件から170件の実績を見込んでいるところでございます。

続いて18ページ、埋蔵文化財調査届出等処理件数につきましては、担当班長から御説明申し上げます。

○村上

それでは18ページの埋蔵文化財発掘調査届出処理件数について御報告いたします。

18ページの表は、平成25年度から令和5年度までの文化財保護法第92条、93条、94条、99条、そして発掘調査総件数、遺跡発見検届の件数を集計したのになります。

92条から順に御説明申し上げます。

92条の件数は5件で、平成25年度からの10年で見ますと平均的な件数になっております。

続きまして93条と94条です。

93条については、令和4年度に比べて、令和5年度は200件近く減少しており、令和5年度の件数自体も平成25年度から見ていきますと最小の件数になります。

94条も令和4年度に比べまして、令和5年度は件数が減っております。なお、94条の件数につきましては、ここ10年で300件を下回る年度もあれば、400件に迫る年度もあり、一定ではないという傾向があります。この93条と94条の件数を見ましても、ここ10年では最小の件数になっております。令和5年度は遺跡内での工事が減少したという傾向が見られます。

続きまして、99条です。これは地方公共団体が発掘調査をした件数になります。ここ10年では最初の件数になっております。93条と94条の件数が令和5年度に最小だったことと対応するように、発掘調査の件数自体も直近の10年で最も少なくなっています。最後に遺跡発見届については、5件であり、直近の5年では、およそ平均的な件数になっております。埋蔵文化財発掘調査届出等処理変件数については以上です。

○生田

続きまして文化財の保存管理事業につきまして、御報告いたします。

1番の特別名勝保存活用計画の運用としまして特別名勝松島の件を掲げております。運用につきましては、松島の景観を生かした地域活性化の方向も示すということを目的として、令和5年3月改訂版の保存活用計画の運用を始めているところです。また今年度この保存活用計画に基づいた運用を確実なものとするため、県と2市3町の担当で、特別名称松島担当者会議を開催し、細かな保存と活用の基準について共通認識の確認を行う予定でございます。

次の特別天然記念物カモシカ調査事業につきましては、令和4年度からは6カ年の計画で通常調査を実施してございまして、本年令和6年度は3年目にあたります。今年度からは専門調査指導員の指導のもと、野生動物の調査を専門とする業者に委託しまして、通常調査を実施する予定でございます。昨年度までは専門指導員の指導のもと地区指導員の

方々が、具体的な調査を行ったところですが、先ほど永井会長からも話しがあったように、担い手不足、カモンカ調査の人員の確保が高齢化による難しさでありますとか、近年熊の出没が非常に増えているということもありまして、安全性という観点からも野生動物を調査専門とする業者に委託しまして、本年度から通常調査を実施するという予定になっております。

続きまして20ページの宮城県文化財保護指導員になります。これにつきましては、宮城県文化財保護地区指導員を、合併前の市町村単位に各1名を原則おきまして、72名の体制で国指定文化財、重要埋蔵包蔵地等を、パトロールしている事業でございます。これにつきましてはパトロールの成果としまして、国指定文化財等には適切な管理がなされていることを確認し、遺跡等の毀損も見られなかったという結果になっております。今年も昨年同様の件数でパトロールを実施する予定でございます。指導員のスキルアップのための会議を春に開催しましたが、秋には研修会を実施する予定となっております。続けて埋蔵文化財調査成果と計画につきましては、埋蔵班の担当班長から御説明いたします。

○初鹿野

資料21ページからになります。埋蔵文化財調査成果と計画ということで、まず令和5年度の発掘調査について、御説明します。県の教育委員会主体の発掘調査としまして、国交省からの受託契約による調査ということで、大衡村の国道4号線拡幅に伴う発掘調査を行っております。吹付窯跡など6遺跡が関わっておりまして、令和元年度から発掘調査を継続的に行っているものです。令和5年度は河原遺跡の確認調査・本発掘調査を行いました。古代の竪穴建物跡などを検出しております。また、県主体の事業の執行委任による調査ということで仮称栗原インターチェンジ整備に伴う発掘調査を、栗原市後沢道南遺跡など4遺跡について、令和3年度から、継続的に実施しております。

昨年度は後沢遺跡の確認調査を行いました。古代の掘立柱建物跡や竪穴建屋跡などを、検出しております。その他の調査としまして市町村教育委員会主体の調査に協力を行っております。この中で、3番の加美町西岡遺跡では、古墳時代の集落跡で竪穴建物跡から多数の土師器・須恵器とともに南方で制作されたとみられるガラス玉や石製品、あるいはより北方の地域で特徴的に使用される黒曜石製の石器などが出土しておりまして、南北の地域との交流を示すという特徴が認められました。

22ページ、8番の柴田町の圃場整備に伴う確認調査では、縄文中期から晩期の土器に伴って、詳細な時期は不明ですが、穿孔を伴うサメ歯の製品が出土しております。また、15番の東松島市赤井官衙遺跡では、官衙の北辺を区画する材木堀跡・盛土跡などを確認しております。

続きまして23ページから、令和6年度事業実施予定一覧ということで、まず引き続き国交省の国道4号線拡幅工事に伴う調査を、10月以降、確認調査から行っていく予定となっております。また、栗原インターチェンジ整備に伴う発掘調査も継続的に行っておりまして、こちらは7月から木戸遺跡の確認調査を始めておりますが、今のところ遺構・遺物は特に確認されておられません。

また市町村協力としまして1番の土地区画整理事業に伴い富谷市で13ヘクタールの大規模な本発掘調査を実施しておりまして、兵六館跡など8遺跡の調査を行っているところ

です。縄文時代から中世までの遺構・遺物が見つっております。こちらは大規模な発掘調査となりますので、ほぼ年間をかけて行っていく予定となっております。その他市町村協力に関しましては、必要に応じて随時行っていく予定となっております。発掘調査に関しましては以上です。

○生田

続きまして25ページからですが、国庫補助事業および県費補助事業を一覧として掲げております。(1)の県指定文化財につきましては、25ページに掲げてある通りでございます。続いての国指定文化財の26ページとも関わってくるのですが、災害復旧を随所に記載しております。県指定文化財ですと2番目の、県指定有形文化財青銅五重塔ですとか、26ページの国指定文化財につきましては、事業実施中としましては、1番の我妻家住宅主屋ほか、11番の仙台城跡、13番の旧有壁本陣等が、災害復旧の事業として、現在進められているところですので。これら災害復旧は福島県沖地震に伴うものでして、ずいぶん経っているという印象もあるかと思いますが、継続して事業を実施しているところでございます。

続きまして、27ページからは、埋蔵文化財の発掘調査の補助でございますとか、28ページは文化財管理、史跡、建造物、保存技術、史跡等公有化の土地購入等々の事業が、例年に引き続いて実施されている状況でございます。

続きまして、30ページの活用事業について御報告いたします。1番の多賀城創建1300年記念事業でございます。本年は、まさに創建1300年に当たるということで、数々の記念事業が立ち上がっているところでございます。右下のポンチ絵がございしますが、多賀城跡1300年記念事業としまして、文化財事業として文化財課と多賀城跡調査研究所、東北歴史博物館事業を、観光政策課と連携しながら進めているところでございます。今年度実施は、歴史講座シンポジウムとしまして、歴史講座を、史跡等のマップ制作ということで令和6年度は多賀城の重要な遺物を復元する取り組み、また展覧会や地域学習としまして、歴史の授業ですとか、特別展多賀城等々の事業が、それぞれの期間で実施される予定となっております。またこれらは多賀城市とも密接に連携をして行っていくところでございます。

続きまして31ページ、伊達な文化魅力発信推進事業でございます。これは平成28年度文化庁認定の日本遺産「政宗が育んだ伊達な文化」の発信推進事業でございます。令和5年度の主な取り組みとしましては、松島の名勝指定百年を記念しましてガイドプログラムを実施し、松島ハンドブックの作成を行いました。また新たな取り組みとしまして、あまりスポットが当たらない民俗無形文化財を題材にしたアクリルスタンドカップセルトイの作成販売や文化財カードの作成、出前講座など、各種情報発信や普及啓発に努めたところでございます。今年度の取り組みとしましては、昨年度と同様にグッズ制作、ガイドプログラムの実施、出前講座、親子向け文化財見学プログラム、ガイド養成講座などを行う予定となっております。着手しているものもございます。

次の32ページでございます。北海道東北ブロック民俗芸能大会でございます。本大会は北海道・東北地方に伝承されている民俗芸能を広く一般に公開し、その価値を周知するとともに、無形民俗文化財の保存伝承及び文化財の公開による地域振興に寄与する目的

で北海道と各県が交替で主催しているものでございます。令和5年度は北海道恵庭市民会館で開催されまして、本県からは崎浜大漁唄込が出演しております。本年度ですけれども、本県がその開催県に当たっております。令和6年10月27日に多賀城市の文化センターで行われる予定となっております。本県では10回目の開催にあたりまして2団体が出場する予定となっております。

続けて埋蔵文化財の活用情報発信事業につきまして、担当班から報告させていただきます。

○村上

それでは、文化財情報発信事業について御報告いたします。資料は33ページと34ページになります。令和5年度は4つの事業を実施しました。一つ目は宮城の発掘調査パネル展です。これは平成2年度から継続している事業です。この事業は県内で実施された発掘調査の成果をパネルにして分かりやすく解説するというものです。令和5年度は縄文時代から、江戸時代までの8遺跡のパネルを制作し、県庁ロビーや、現在は岩沼市の図書館で展示をしております。パネルのデジタルデータについては、当課のホームページで公開しております。広く一般の方々に活用していただけるように試みております。また、令和4年度のパネルについては、宮城県図書館でも展示しまして、その期間中に当課職員による出前講座を行っております。

2つ目は文化財パンフレットです。これまで実施した発掘調査の中で特に大きな成果が得られた遺跡について A4 サイズ8ページフルカラーのパンフレットを平成28年度から制作しております。令和5年度は縄文時代前期の大規模な集落跡などが発見されました、栗原市の嘉倉貝塚のパンフレットを制作しました。このパンフレットにつきましては、遺跡が所在する栗原市と、東北歴史博物館で無償配布しております。

3つ目はホームページ「発掘調査情報」です。これは当課のホームページで発掘調査の情報を紹介するものです。令和5年度は国道4号大衡道路拡幅工事に係る大衡村河原遺跡、仮称栗原インターチェンジ建設に係る栗原市木戸遺跡・後沢遺跡の発掘調査、そして平成31年度に東日本大震災の復興事業に伴って調査を実施し、現在報告書作成を行っている南三陸町大久保貝塚の整理作業の状況を、ホームページ上で紹介しております。

4つ目はユーチューブ「宮城文化財チャンネル」です。これは一昨年度から始めた、当課が制作しているユーチューブ動画です。発掘調査情報やイベント、日本遺産の構成文化財などを動画で紹介しております。令和5年度は38本公開しまして、計2.1万回の視聴がありました。38本の内容については、発掘調査が11本、出土遺物の紹介解説などが17本、その他、日本遺産、パネル展、宮城文化財チャンネルの紹介などが10本となっております。

これら4つの事業につきましては、今年度も引き続き実施しております。埋蔵文化財情報発信事業については以上です。

○生田

続けて人材育成および支援事業につきまして、一番目として文化財保護活用地域計画の策定支援がございました。大綱に基づきまして、県内各市町村で地域計画を進めるとい

う、いわばアクションプランの計画を進める策定支援でございます。県内における地域計画の策定状況としましては、涌谷町と名取市が、すでに令和5年7月21日に認定を受けております。現在策定中の市としましては、塩竈市が実施しているところでございます。県文化財課では塩竈市は委員として出席しまして、その内容について助言するとともに、文化庁との連絡調整や、指導助言を受けているところでございます。

最後に埋蔵文化財にかかる人材支援の市町村支援ということで、担当班長の方から報告します。

○村上

埋蔵文化財発掘調査における市町村支援は、資料の36ページです。市町村との連携と人材育成による埋蔵文化財保護体制の強化を目的としまして、①から④の支援を行っております。①が発掘調査に対する協力指導であり、市町村協力の発掘調査が該当します。②は、整理作業に対する協力指導であり、発掘調査が終わった後の報告書作成までに関わる、遺構・遺物の整理作業の協力になります。③は文化財担当者会議の開催です。近年では年2回開催しており、主に事務処理業務に即した内容で行っております。そして④は実務研修会講座の開催です。年1回開催し、発掘調査、整理作業、遺物管理等の実務に焦点を当てた内容で行っております。

令和5年度の実績としましては、①の発掘調査に対する協力指導を10市町村で16件、②はありませんで、③文化財担当者会議は、昨年5月と今年3月にオンラインで開催しております。④の実務研修会につきましても、年度末にオンラインで開催しております。埋蔵文化財発掘調査における市町村支援については以上になります。

○永井会長

ありがとうございます。たくさん御報告いただきましたけれども、説明について御意見や質問等ございますか？

○佐藤(大)委員

無知をさらすようで恐縮ですけど、随分たくさん色々なことをやっておられるなと思いますけど、これ何人の職員でやっているのだろうっていう。気になったっていうか。本当細かいことはたくさん聞きたいことあるんですよ。時間も限られているので、これ個別の話になっちゃうんですけど。この例えば文化財チャンネルですか、これって自分たちが作っているのですか。

○村上

文化財チャンネルについては当課の職員が制作しております。

○佐藤(大)委員

38は結構編集、編集してまずその素材取りに行くから始まって編集とかするとこれ相当大変だなんて思いながら全部そうですが、個別の大変そうな事例の中で。実は見たことがなかったのですが、見てみたいと思います。参考になりました。

○永井会長

いかがでしょうか、どうぞ。

○荒木委員

今年、多賀城が1300年記念の節目の、これまでもいくつかイベントが行われてきて、いよいよ今年がということになるかと思うのですね。自分は古代とか、そういったものを専門にしている関係で、よく感じるのですけれども、先ほどの佐藤先生からの御報告にもこう関連するかもしれないですが、例えば、いろんなイベントが行われた時に参加したいけれども、現地に行くことができないという言葉ですね。非常にこう多かったりしまして。ぜひこういった、もうすでに計画されていらっしゃるかもしれないですけれども、こういった記念事業ですとか、それから他の発信されているその事業とかイベントとかですねそういったものを、記録をしていただいて、それを後日ですね。場合によっては期間をこう限定するとか、そういった方法もあるかもしれませんが、参加者とかの同意とか、そういったものとかの部分でも大変かもしれないですけれども、一からこう作り上げるのと、同時にそういったなんかイベントとかですねものとかを公開していただくというふうなことも、ぜひ検討していただけると、ありがたいなというふうに思いました以上です。

○生田

御指導、御鞭撻ありがとうございます。参考にさせていただきます。

○永井会長

ほかに。

○黒柳委員

説明どうもありがとうございました。私はユーチューブの文化財チャンネルすごく面白いなと思って、ただ知らなかったです。再生回数2.1万はすごい。人気の動画があるとか、あとはこうどこかでこうPRとかして、どのあたりが人気でしょうか。

○村上

2.1万回というのは特定の動画の視聴回数が多かったということがあり、多くのものは500回から800回くらいの視聴回数です。

2万回を超えたのは、発掘調査パネル展のパネルの解説を調査主体である市町村の職員に解説していただいたものです。

○黒柳委員

一度こう理由が分かったりとかしたら次につなげられていいかなって。さっきおっしゃったように、これまでのものも過去ユーチューブ動画とかをまとめて配信していただいたらすごくいいなと思います。

○村上

理由については調べてみたいと思います。ご助言いただきありがとうございます。

○永井会長

ほかには。

○菅野副会長

そのユーチューブチャンネル私も出ているのですが。質問ですが、最後のページの課題、これからの問題ですが、おそらく難しいお話かもしれませんが、この専門職員配置の解消ということで、10市町村ってということですが、これを検討して何かこうアクションするとか、何か働きかけをするということはあるのでしょうか。

○村上

県内では10市町村で専門職員が未配置でして、協議の際など様々な機会で職員の配置を要望しているところ。特に、大きな事業があるタイミングで検討していただくよう調整をしているところ。スムーズに進まないこともあります。これからも引き続き取り組み、要望を伝えていきたいと考えております。

○菅野副会長

ありがとうございました。その埋蔵文化財調査に関して、その市町村協力ということで、県の方でやられていると思うのですが、その際に、こうその地元の担当者とか専門の方について、今一番好ましい状況なのかなと思いますし、それから発掘した場合にその収集遺物ってというのが、それは現地にではなくて、県の方で持っているどちらですかね。

○初鹿野

専門の職員がいるところに協力に行った場合ですと、基本的にはその市町村で保管していただいている、いないところについては整理作業が必要な場合に関しては、一時的に当課の方で、分室で預かるというような形で保管しております。一通り整理作業が終わった段階で戻すといった形をとっております。

○菅野副会長

ありがとうございます。そのやはり地元でのその文化財の活用で考えた場合にそのものが、やはり地元にあった方が一番だと思いますので、専門の職員のセットでそういったものを活用できるような働きかけを県からしていただけるといいのかなというふうに強く思っている次第です。

○初鹿野

ありがとうございます。引き続き働きかけ行っていきたいと思います。

○菅野副会長

もう1件ですが、埋蔵文化財の発信事業ですが、非常にいいなと思うのですが、やはり硬い感じがありまして、もうそれはしょうがないのかもしれませんが。伊達な文化の魅力発信事業であるとか、いわゆるカプセルトイの作成とかですね。カードの作成とか、そういうのをするとですねマニアでは結構集めてですね。更に宣伝になりますので、パンフレットをパンフレットで非常によろしいですが、考古資料っていうのは、やはりマテリアルを使っていますので、そういったところをこう前面打ち合わせるような何かそういうグッズはあるといいのかなって気はしました。以上です。

○永井会長

ほかにいかがでしょうか。

○大山委員

20ページ宮城県文化財保護地区指導員について質問です。当園にも天然記念物青葉山がありますので、指導員1・2回ぐらいいらっしゃいますが、この制度というのは、実際に管理している側で、これらはどのくらい周知されているものなのでしょうか。

というのは、我々当初はこの制度は知らなくて、指導員の方が来られて園内見ていきまうと言われますが、その制度自体あまり知らず、有料なのですがどうぞ無料でという感じで対応することが何回も確かあったような気がしますので、実際に管理している側への周知はどのようになっているのか教えていただければと思います。

○生田

この保護地区指導員制度は、県から依頼した指導員の方が、それぞれの市町村にある指定文化財を回ることにはなっているのですが、実際作業するときは地元の市町村の教育委員会の方と一緒に回っているような状況です。あらかじめ立ち行ったりとかする場合は、委員お話しの通り一声かけ身分証も携帯して入るスタイルは取っております。ただ、そのこの保護指導員制度の周知については現在のところ特段、所有者ですとか県民の皆様へに直接何かチラシを配ったりするような、周知の方法は採っておりません。

○大山委員

少なくとも、その管理者の方になんらかのお知らせをした方がいいじゃないかなと思います。実際に直接担当する方などは知らないことが多く、突然来られてもどういふ方なのかなということからまず考えてしまって。結構そういう機会がありますので。

○生田

ありがとうございました。参考にさせていただきます。

○長岡委員

御報告ありがとうございました。この中に書いてないことで申し訳ないですけど、昨年あったと思いますが、今日も1件答申がありましたけど。今後の、指定に関する計画的な

ことについての御報告というのがなかったのですが。前回、昨年度の会議では指定候補リストという膨大なものが加えられたので、宮城県どういうものが、指定候補としてあるのかというのは委員の中で周知されていましたが。今回新しい委員の方が増えましたので、そういうものをいただいて、それがあると私も発言しやすい。未指定のものは残っていますというようなコミットメントできそうですが。次回の委員会などではそういうこと、お願いすることができることが、そういうことをお尋ねいたします。

○生田

委員御指摘の通りですが、例年ですと、第1回目に県指定文化財の指定等に関わる審議ではなく、指定候補リストですとか諮問候補リストという、いわば指定待機のリストというものを、皆様方にお諮りして、第2回にリストの中身を詰めた上で、実際に指定をするというようなサイクルで回っております。今回は、前回第2回で、今回の類聚三代格がある程度指定にふさわしいだろうという、結果を受けまして、今回の第1回目に諮問をしたという経緯がありました。第1回目は諮問という形にさせていただきましたが、委員御指摘のように第2回目につきましては、本来第1回目ですとやる予定でした指定候補リストですとか諮問候補リストの審議をしたいと事務局としては考えております。

○永井会長

よろしいでしょうか。ほかにどうでしょうか。

○佐藤(大)委員

今の長岡委員の御質問と関わりますが、多分、文書についても多分同じような、さっきも申しあげましたけど、多分こっちが持っている情報っていうのがありました。あと、東日本大震災の時に救出したものを、当時は自治体の役所自体が被災しているのでそれを共有できてない部分が、そこはこちらの課題ですけども。そういう形で、リストの裾野やっぱ広めるってことがすごく大事だろうなというふうに思ったのは一つですね。

もう一つは、文書の専門なので、文書や動産のことが気になりますが、保存とか活用もこれは多分もう法令、建付けがそうなっているのでそうなるのだと思いますが、少し影が薄いという感じをされていて。今後どうしていくかは時間をかけて勉強して、私のできる範囲のことはもちろん御協力をさせていただきながら、文書や動産についても触れる機会、私とその自分を展示物にして、仙台緑彩館でやっているのは、ある種過程を見せることも、最近はまだ中身をこう、知ることも一応必要なわけですけど、過程を見せて専門家を脇に置きながら参加をしてもらえるところはしてもらおう。さっき、多分、ユーチューブの人気が出たっていうのは、単純に皆さん、そのどうしてそういう文化財が保護されているとか、でてくる過程とか興味あっても、しらない。文書もそうですし、実はもう日本のこの埋蔵文化財保護制度だと、そういうものが実はわりとしっかりと調べられて、そういう様子を見る環境があるのだっていうこともある種使いながら、まさに過程を活用と位置づけて、保護行政に対する周知をやったりしてくれることも、すごく大事なことだなと思っていましたので、ぜひまた引き続きそういう仕事、そのどんどん増えてくるのがすごく大変だなっていうのは、それは今回こういう場に初めて来て、これは大変だなと思いながらやり

ましたが、だから大変こう分担しながらそういうことにできたらいいなと思って、発言させていただきました。

○佐藤(琴)委員

佐藤大介委員の御発言とも関係するのですがけれども、私、山形県の文化財保護審議員も務めておりますけれども、先ほど大山委員からありました。文化財保護指導員などの、その県の文化財行政のあり方ですとか、あと文化財を御所蔵の方々が、例えば現状変更が必要な場合ですとか、いろいろと資料が移転するとか、様々な場面に具体的に何をどうしたらいいのか、あまり周知がされていないという、本当に文化財保護行政の周知があまりされていないという課題がございまして、大綱の作成後にですね、日常管理のハンドブックというものを東北芸術工科大学や国の文化財防災センターさんと協力してハンドブックを作成いたしまして、それが3月に完成いたしまして、そのハンドブックにいろいろな手続きとか、例えば困ったことが起きたらどこに連絡するのですとか、そういったものがコンパクトにまとめられた本を作りまして、それを文化財の御所蔵者の方々に配布して、配布しただけでは使われないので、今年度2回ですね、次、今回初めてです。9月7日にハンドブックの研修会を行うということを予定しております。本当にお仕事増えて大変ですがけれども、持っている人とか管理している人もやはりそういうことないとよくわかって、あと日常的にどういうことをしなければいけないのかっていうのも、よくわからない。山形県でそれがかなり課題だなと。実際、県でも把握しないまま文化財が販売されてしまったり、所有者のもと離れてしまったり、結構いろいろ起こってしまったので、その反省もあって、そういうことをようやく始めるところとなりました。なので、担当者の方に研修するのもすごく大事だと思うのですがけれども、御所蔵者の方ですとか、今回のその研修会はどなたでも参加できますということにして、興味のある人は誰でも学者さんでもに来てくださいっていう形で実施いたします。本当に私もこういうのは大変だと思っているのですがけれども、なるべく皆さんに保護行政のあり方が伝わるような取り組みも、書類どこに出すのかとか困ったらどこに電話するのかって連絡先も全部書いてあるハンドブックですので、そういったことも御検討というか、御参考にさせていただければなと思いました。以上です。

○永井会長

ありがとうございます。自分が何を持っているかということすらわからないということもありますので。あと、文化財防災デーなどの時に所有者に防災啓発のハガキを送りますよね。送られてきたりするのですが、そういう時に一緒にハンドブックも送れば事務手続きも一回で済むと思います。所有者が、自分がそういう文化財を持っているのだということちゃんと分かってもらうのが一番大事かなと思いますので、ぜひよろしく願います。

いかがですかね。大体よろしいでしょうか。

それでは他にありませんでしたら、文化財保護に係る報告については、これで終了させていただきます。三番目その他ですが、委員の先生方、ございますでしょうか。

よろしいですかね。それでは以上で今回の議事を、終了いたしますので進行を事務局へお返しします。

○司会(白崎)

永井会長はじめ委員の先生方におかれましては、長時間にわたり御審議いただきまして、誠にありがとうございました。それでは次第4の、その他として事務局から御連絡がございます。

(事務連絡:次回の日程調整について及び議事録の確認について)

○司会(白崎)

他にいかがでしょうか。他にないようですので、以上を持ちまして、令和6年度第1回宮城県文化財保護審議会を終了いたします。

-----閉会-----